## 新潟市附属機関設置条例

昭和35年12月21日 条例第39号 平成17年 7月 1日 条例第30号 (一部改正)

(趣旨)

第1条 この条例は,他の条例に定めのあるもののほか,市の執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表の左欄に掲げる執行機関に,同表の中欄に掲げる附属機関を置く。

(所掌事務)

第3条 附属機関は、それぞれ別表の右欄に掲げる事務を所掌する。

(組織等)

第4条 この条例に定めるもののほか,附属機関の組織,運営その他必要な事項は,当該附属機関の属する執行機関が定める。

## 別表(第2条,第3条関係)

附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務
市長	新潟市総合計画審議会	1 市長の諮問に応じ,市総
		合計画に関して必要な事
		項を調査審議すること。
		2 前項の諮問に関連する
		事項に関して必要に応じ、
		市長に建議すること。